改正後	改正前
（申請書等の提出の方法） **第十三条**　法第五条第二項（法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は総務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通（第三条第二項第二号及び第七条第二項第一号に掲げる書類にあっては、正本一通）を提出することにより行うことができる。	（申請書等の提出の方法） **第十三条**　法又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通（第三条第二項第二号及び第七条第二項第一号に掲げる書類にあっては、正本一通）を提出することにより行うことができる。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○法務省令第三十九号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項、第三項、第八項及び第九項の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

法務大臣　上川　陽子

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子証明書による証明に適しない事項） **第三十三条の三**　法第十二条の二第一項ただし書のデジタル庁令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ （電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号のデジタル庁令・法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。 （証明する登記事項） **第三十三条の五**　法第十二条の二第三項のデジタル庁令・法務省令で定める登記事項は、被証明事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者にあつては、商号、営業所及び氏名とする。 （電子証明書による証明の請求） **第三十三条の六**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録して提出しなければならない。 一　［略］ 二　内閣総理大臣及び法務大臣の指定する構造の不揮発性半導体記憶装置 5　第一項の電磁的記録には、内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を記録しなければならない。 ［一・二　略］ 三　第三十三条の四に定める措置を特定する符号として内閣総理大臣及び法務大臣の指定するもの	（電子証明書による証明に適しない事項） **第三十三条の三**　法第十二条の二第一項ただし書の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　同上］ （電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。 （証明する登記事項） **第三十三条の五**　法第十二条の二第三項の法務省令で定める登記事項は、被証明事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者にあつては、商号、営業所及び氏名とする。 （電子証明書による証明の請求） **第三十三条の六**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ 二　法務大臣の指定する構造の不揮発性半導体記憶装置 5　第一項の電磁的記録には、法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を記録しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　第三十三条の四に定める措置を特定する符号として法務大臣の指定するもの